



労政ニュース

編集・発行 東大阪市荒本北1丁目1番1号 東大阪市役所 都市魅力産業スポーツ部
労働雇用政策室 TEL 06-4309-3178 FAX 06-4309-3846

会社・お店の
＜福利厚生＞は
『ゆとりと共済』に
ゆとりと共済事務局
TEL 06-4309-2315

事業主のみなさまへ

1 『東大阪市トライアル雇用支援金』のお知らせ

東大阪市では、国（ハローワーク）のトライアル雇用を実施している市内事業所の事業主の皆さまにトライアル雇用支援金を支給しています。

1. 受給対象となる事業主：国のトライアル雇用助成金(※)の支給を受けている市内事業所の事業主の方で、助成金の対象となる**市内在住**の求職者を、**市内事業所**で雇用する事業主

(※) [① 一般トライアルコース ② 障害者トライアルコース]

2. 支給期間：最長で3ヶ月間支給します。
3. 支給金額：対象労働者1人につき月額20,000円支給します。
4. 申請期間：国のトライアル雇用助成金支給決定後、2ヵ月以内に申請してください。

2 『東大阪市障害者雇用奨励金』のお知らせ

東大阪市では、障害者を常用労働者として雇用する市内事業所の事業主の皆さまに、障害者の雇用促進を目的として、障害者雇用奨励金を支給しています。

1. 受給できる事業所（事業主）

市内在住の障害者を、次のどちらかの要件で常用労働者として**市内事業所**で雇用する事業主

- ① 国の特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の支給を受け、受給期間終了後も継続して同一の障害者を常用労働者として雇用する事業主
② 適応訓練または障害者職業能力開発訓練施設等を修了した障害者を常用労働者として雇用する事業主

2. 支給期間 最長で12ヵ月間支給します。
3. 支給金額 対象労働者1人につき月額15,000円支給します。
4. 申請期間 ①の場合は、特定求職者雇用開発助成金の助成対象期間が終了した日から2ヵ月以内に申請
②の場合は、雇用した日から 2ヵ月以内に申請

☆☆様式は、両申請共にウェブサイトからダウンロードすることができます☆☆

東大阪市のウェブサイト ➡ 各課一覧 から

➡ 都市魅力産業スポーツ部 労働雇用政策室 ➡ 事業主支援 にアクセスしてください。

URL： http://www.city.higashiosaka.lg.jp/soshiki/44-4-0-0-0_3.html



労働雇用政策室 事業主支援

◇問合せ先◇

東大阪市 都市魅力産業スポーツ部 労働雇用政策室
TEL 06-4309-3178 FAX 06-4309-3846

事業主支援 ↑
2次元バーコード